ロ　賭けを続けること。　顧客は、自身に配布されたトランプをテーブル上に裏面を上面として置き、レイアウト上のベットに係る区画に、アンティに対応する区画に置かれた賭金の２倍に相当する額の賭金を置く。

五　勝敗の決定

イ　全ての顧客が四に規定する処理を行った後、ディーラーは、ディーラー手札を、次の⑴又は⑵に掲げるディーラー手札に係る場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定める処理を行う。

⑴　手役がファイブオッズであり、かつ、Ａ及びＫのトランプが含まれていない場合　ディーラーは、ディーラー手札の手役がファイブオッズであり、かつ、Ａ及びＫのトランプが含まれていない旨を発表する。

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　ディーラーは、ディーラー手札の手役を発表する。

ロ　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　アンティに参加した顧客（フォールドを行った顧客を除く。⑵において同じ。）は、イの⑴に掲げる場合、又はイの⑵に掲げる場合であって、ディーラー手札の手役より顧客の手役が強い場合に当該賭けについて勝ちとなり、ディーラー手札の手役より顧客の手役が弱い場合（イの⑵に掲げる場合に限る。）に当該賭けについて負けとなり、ディーラー手札の手役と顧客の手役が同じ強さの場合（イの⑵に掲げる場合に限る。）に当該賭けについて引分けとなる。

⑵　二ハの⑵に掲げる賭けに参加した顧客は、顧客の手役が３一のイからホまでに掲げる手役のいずれかとなった場合に当該賭けについて勝ちとなり、それ以外の場合に当該賭けについて負けとなる。

六　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金（アンティについて負けとなった場合は、当該賭けに対応してベットに係る区画に置かれた賭金を含む。）を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　アンティについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴及び⑵に掲げるディーラー手札の場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴及び⑵に定めるとおりとする。

⑴　五イの⑴に掲げる場合　アンティに対応する区画に置かれた賭金に対して１対１のオッズにより算出した額

⑵　五イの⑵に掲げる場合　⑴に定める額に、次の㈠から㈨までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、ベットに係る区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該㈠から㈨までに定めるオッズにより算出した額を加えた額

㈠　ロイヤルフラッシュ　250対１

㈡　ストレートフラッシュ　50対１

㈢　フォーオブアカインド　20対１

㈣　フルハウス　７対１

㈤　フラッシュ　５対１

㈥　ストレート　４対１

㈦　スリーオブアカインド　３対１

㈧　ツーペア　２対１

㈨　ワンペア又はファイブオッズ　１対１

ハ　二ハの⑵に掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、次の⑴から⑸までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑸までに定めるとおり算出した額とする。なお、累積金額から顧客に対して支払う⑴又は⑵に定める額を差し引いた額が、プログレッシブの金額が蓄積される前の金額（以下この別表第一において「リセット金額」という。）を下回るときは、累積金額をリセット金額にし、賭金の蓄積を継続することとする。

⑴　ロイヤルフラッシュ　その時点における当該手役に係る累積金額の全部に相当する額

⑵　ストレートフラッシュ　その時点における当該手役に係る累積金額の10分の１に相当する額

⑶　フォーオブアカインド　当該顧客が二ハの⑵に掲げる賭けに対応する区画に置き、又は投入した賭金（⑷及び⑸において単に「賭金」という。）の500倍に相当する額

⑷　フルハウス　賭金の100倍に相当する額

⑸　フラッシュ　賭金の50倍に相当する額

七　不適切な事象に対する措置

イ　ディーラーは、ラウンド中であって、賭金の回収又は勝金の支払が行われる前に次の⑴から⑼までに掲げる事実を認識した場合は、速やかに当該⑴から⑼までに定める措置をとらなければならない。

⑴　１人の顧客が２以上のアンティに対応する区画に賭金を置き、若しくは２人以上の顧客が１のアンティに対応する区画に賭金を置いたこと。　当該ラウンドにおける当該顧客に係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑵　賭けの受付を終了する旨を宣言した後に、第三の４の規定に従わずに顧客が賭金を新たに置き、又は増加させ、若しくは減少させたこと。　当該顧客に対し、新たに置き、若しくは増加させた賭金を返還し、又は減少させた賭金をレイアウト上の当該賭金が置かれていた区画に置き直させること。

⑶　ディーリングシューから不適切トランプが引かれたこと、ディーリングシューの中にトランプが無いこと、又は顧客若しくはディーラーに対して誤った数のトランプが配布されたこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑷　ディーリングシューから表面を上面としてトランプが引かれたこと。　表面を上面として引かれたトランプが１枚の場合は当該トランプを既に使用されたトランプとして扱い、２枚以上の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑸　顧客が自身に配布されたトランプに触れる前にディーラーによりトランプが表向きにされたこと。　表向きにされたトランプが１枚の場合は当該トランプを既に使用されたものとして新たに１枚のトランプを配布し、２枚以上の場合は当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑹　顧客が自身に配布されたトランプに触れた後、全ての顧客が四に規定する処理を行う前にディーラー手札の２枚以上のトランプが表向きになったこと。　四に規定する処理を行う前の顧客のアンティに係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑺　全ての顧客が四に規定する処理を行う前に顧客が自身に配布されたトランプの内容を明らかにしたこと。　当該顧客以外の顧客で四に規定する処理を行う前の顧客のアンティに係るカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。

⑻　顧客が四のロに定める額よりも多い額又は少ない額の賭金を置いたこと。　置かれた賭金が当該定める額よりも多い場合は当該定める額との差額を当該顧客に返還し、少ない場合は当該定める額との差額を当該顧客に追加で置かせること。

⑼　⑴から⑻までに掲げる事実のほか、第三の４で定める方法によりカリビアンスタッドポーカーを行うことができなくなったこと。　当該ラウンドにおけるカジノ行為の結果は発生しなかったものとすること。